令和４年２月秋田市議会定例会提出案件目次

番　号	件　　名
3	令和４年度秋田市一般会計予算の件
4	令和４年度秋田市土地区画整理会計予算の件
5	令和４年度秋田市市有林会計予算の件
6	令和４年度秋田市市営墓地会計予算の件
7	令和４年度秋田市中央卸売市場会計予算の件
8	令和４年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件
9	令和４年度秋田市大森山動物園会計予算の件
10	令和４年度秋田市廃棄物発電会計予算の件
11	令和４年度秋田市病院事業債管理会計予算の件
12	令和４年度秋田市学校給食費会計予算の件
13	令和４年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件
14	令和４年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件
15	令和４年度秋田市介護保険事業会計予算の件
16	令和４年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件
17	令和４年度秋田市水道事業会計予算の件
18	令和４年度秋田市下水道事業会計予算の件
19	令和４年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件
20	令和３年度秋田市一般会計補正予算（第~~17~~18号）の件
21	令和３年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第２号）の件
22	令和３年度秋田市市有林会計補正予算（第１号）の件
23	令和３年度秋田市市営墓地会計補正予算（第２号）の件
24	令和３年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第２号）の件
25	令和３年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第２号）の件
26	令和３年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第１号）の件
27	令和３年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第２号）の件
28	令和３年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第１号）の件
29	令和３年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第３号）の件
30	令和３年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第１号）の件
31	令和３年度秋田市水道事業会計補正予算（第３号）の件
32	令和３年度秋田市下水道事業会計補正予算（第２号）の件
33	令和３年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第２号）の件
34	秋田市個人情報保護条例の一部を改正する件
35	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

36	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件
37	秋田市文化会館条例を廃止する件
38	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件
39	秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する件
40	秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
41	秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
42	秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
43	秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する件
44	秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件
45	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件
46	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件
47	令和３年度秋田市一般会計補正予算（第16号）に関する専決処分について承認を求める件
48	地方独立行政法人市立秋田総合病院第２期中期目標の一部を変更する件
49	秋田市雄和中の沢、平尾鳥辺地に係る総合整備計画を定める件
50	包括外部監査契約を締結する件
51	秋田市将軍野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件
52	秋田市雄和左手子交流センターの指定管理者を指定する件
53	秋田市東地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件
54	秋田市保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件
55	秋田市川尻地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件
56	秋田市御所野交流センターの指定管理者を指定する件
57	市道路線を認定する件
58	県・市連携文化施設整備事業に係る建築等工事施行協定の変更協定を締結する件
59	泉地区コミュニティセンター大規模改修工事請負契約を締結する件
60	除雪グレーダを買い入れる件
61	大型ロータリ除雪車を買い入れる件
62	凍結抑制剤散布車を買い入れる件

議案第34号

秋田市個人情報保護条例の一部を改正する件

秋田市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第６号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第９項」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正等（令和３年法律第37号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第35号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第４号）の一部を次のように改正する。

附則第４項中「令和３年12月」を「令和４年12月」に改める。

附則第６項中「令和４年３月31日」を「令和５年３月31日」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案理由

特別職の職員の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするものである。

議案第36号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成３年秋田市条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「令和３年12月」を「令和４年12月」に改める。

附則第５項中「令和４年３月31日」を「令和５年３月31日」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案理由

教育長の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするものである。

議案第37号

秋田市文化会館条例を廃止する件

秋田市文化会館条例を次のように廃止する。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

秋田市文化会館条例を廃止する条例

秋田市文化会館条例（昭和55年秋田市条例第２号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前の使用に係る廃止前の秋田市文化会館条例の規定による使用料については、なお従前の例による。

（秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部改正）

３　秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第２文化会館運営委員会委員の項を削る。

提案理由

文化会館を廃止するため、この条例を廃止しようとするものである。

議案第38号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件

秋田市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第４条の見出しおよび第５条の見出し中「係る」を「係る基礎課税額の」に改める。

第６条の見出し中「係る」を「係る基礎課税額の」に改め、同条第１号中「第18条において同じ。）および」を「第18条第１項において同じ。）および」に、「第18条において同じ。）以外」を「同項において同じ。）以外」に改める。

第６条の２中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第10条第１項中「同条」を「その減額後」に改める。

第18条第１号中「第703条の５」を「第703条の５第１項」に、「同条に」を「同項に」に改め、同号アおよびイ中「係る」を「係る基礎課税額の」に改め、同条第２号中「第703条の５」を「第703条の５第１項」に改め、同号アおよびイ中「係る」を「係る基礎課税額の」に改め、同条第３号中「第703条の５」を「第703条の５第１項」に改め、同号アおよびイ中「係る」を「係る基礎課税額の」に改め、同条に次の１項を加える。

２　保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務

者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　3,440円

イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　5,740円

ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　9,180円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１万1,480円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯　990円

イ　前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯　1,660円

ウ　前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯　2,650円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　3,310円

第18条の２中「前条の」を「前条第１項の」に、「前条第１号中「総所得金額」を「前条第１項第１号中「総所得金額および」に、「）」とする」を「）および」とする」に改める。

附則第３項中「第18条」を「第18条第１項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の５」を「第703条の５第１項」に改める。

附則第４項、第５項および第７項から第14項までの規定中「第18条」を「第18条第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正（令和３年法律第66号）等に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第39号

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する件

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成30年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和４年３月31日」を「令和６年３月31日」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案理由

指定障害者支援施設の従業者の員数等に係る特例に関する経過措置の適用期限を延長するため、改正しようとするものである。

議案第40号

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第３号中「附則第20条第１項」を「附則第27条第１項」に、「附則第３条第１項」を「附則第10条第１項」に改める。

第６条第２項第３号および第78条第２項第３号中「附則第20条第１項」を「附則第27条第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案理由

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）の一部の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第41号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第27条第１項第４号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第３項第２号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者については、改正後の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和３年厚生労働省令第86号）に伴い、母子生活支援施設の長の資格要件を改めるため、改正しようとするものである。

議案第42号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第８条中「場合は」の次に「、必要に応じ」を、「支給認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第７条第２項の規定による通知）」を加える。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案理由

教育・保育給付認定に係る電子申請の導入に伴い、受給資格等の確認方法を改めるため、改正しようとするものである。

議案第43号

秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する件

秋田市宅地開発に関する条例の一部を次のように改正する。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条の２第１項第１号中「第８条第１項第２号ロからニまでに掲げる土地の」を「第29条の９各号に掲げる」に改める。

第15条の４第１項中「第８条第１項第２号ロからニまでに掲げる土地」を「第29条の９各号に掲げる区域」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条もしくは第35条の２又は第43条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の秋田市宅地開発に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

都市計画法の一部改正（令和２年法律第43号）等に伴い、市街化調整区

域における開発行為の許可基準を改めるため、改正しようとするものである。

議案第44号

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を次のように改正する。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和32年秋田市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「報酬は」を「年額報酬は、」に、「対しては、」を「対しては」に、「退職」を「退職し、」に改め、同項を同条第３項とし、同項の次に次の１項を加える。

４　消防団員が、災害、警戒、訓練等に係る職務に従事した場合は、出動報酬を支給する。

第２条第１項中「報酬は年額とし、10月と」を「年額報酬は、10月および」に改め、「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

報酬は、年額報酬および出動報酬とする。

第３条を削る。

第４条を次のように改める。

第４条　年額報酬の額は別表第１に定めるとおりとし、出動報酬の額は別表第２に定めるとおりとする。

第４条を第３条とし、第５条を第４条とし、第６条を第５条とする。

別表を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>年額報酬額</th></tr>
<tr><td colspan="3">団　　長</td><td>112,300円</td></tr>
<tr><td colspan="3">副 団 長</td><td>81,900円</td></tr>
<tr><td colspan="3">分 団 長</td><td>50,500円</td></tr>
<tr><td colspan="3">副分団長</td><td>43,000円</td></tr>
<tr><td colspan="3">部　　長</td><td>35,000円</td></tr>
<tr><td colspan="3">班　　長</td><td>32,500円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">団　　員</td><td colspan="2">基本団員</td><td>30,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">機能別団員</td><td>災害の防御および救助活動に従事する者</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>その他の者</td><td>5,000円</td></tr>
</table>

別表第１の次に次の１表を加える。

別表第２（第３条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>出動報酬額（日額）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">災害の防御および救助活動に従事した場合</td><td>４時間以上の場合</td><td>8,000円</td></tr>
<tr><td>４時間未満の場合</td><td>4,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">警戒に従事した場合</td><td>4,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">訓練に従事した場合</td><td>4,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">広報および普及啓発に従事した場合</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の職務に従事した場合</td><td>2,000円</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案理由

消防団員に支給する報酬を改定するとともに、出動報酬について定めるため、改正しようとするものである。

議案第45号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「7,929.4ヘクタール」を「8,119.9ヘクタール」に、「291,010人」を「283,840人」に、「162,610.0立方メートル」を「159,148.0立方メートル」に改める。

別表第３中「554.0ヘクタール」を「496.1ヘクタール」に、「15,468人」を「14,258人」に、「3,383.4立方メートル」を「3,056.7立方メートル」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

提案理由

外旭川笹岡農業集落排水施設および雄和戸賀沢農業集落排水施設の公共下水道への編入等に伴い、下水道事業および農業集落排水事業の排水区域面積等を改めるため、改正しようとするものである。

議案第46号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件

秋田市農業集落排水施設条例の一部を次のように改正する。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第１秋田市外旭川笹岡農業集落排水施設の項および秋田市雄和戸賀沢農業集落排水施設の項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の秋田市農業集落排水施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（秋田市外旭川笹岡農業集落排水施設および秋田市雄和戸賀沢農業集落排水施設に係るものに限る。）は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の相当規定によりなされたものとみなす。

３　施行日の前日に秋田市農業集落排水施設（秋田市外旭川笹岡農業集落排水施設および秋田市雄和戸賀沢農業集落排水施設に限る。）を使用していた者で施行日以後引き続き公共下水道として使用しているもの（水道水を使用しているものに限る。）に係る施行日から施行日以後初めて汚水量の算定を行う日までの期間については、施行日以後引き続き秋田

市農業集落排水施設を使用しているものとみなして使用料を算定する。

提案理由

外旭川笹岡農業集落排水施設および雄和戸賀沢農業集落排水施設を廃止するため、改正しようとするものである。

議案第47号

令和３年度秋田市一般会計補正予算（第16号）に関する専決処分について承認を求める件

令和３年度秋田市一般会計補正予算（第16号）に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第３項の規定により議会の承認を求める。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

提案理由

今冬の予想を上回る降雪状況等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第７号

専　決　処　分　書

令和３年度秋田市一般会計補正予算（第16号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき専決処分する。

令和４年２月４日

秋田市長　穂　積　　志

令和３年度秋田市一般会計補正予算（第16号）

令和３年度秋田市の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,880,158千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
20 繰入金		5,795,966	500,000	6,295,966
	2 基金繰入金	5,573,138	500,000	6,073,138
歳　入　合　計		157,380,158	500,000	157,880,158

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
8 土木費		18,311,170	500,000	18,811,170
	2 道路橋りょう費	7,011,734	500,000	7,511,734
歳　出　合　計		157,380,158	500,000	157,880,158

一　般　会　計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

歳　　入

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
20　繰入金	5,795,966	500,000	6,295,966
歳　　入　　合　　計	157,380,158	500,000	157,880,158

歳　　出

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
8 土木費	18,311,170	500,000	18,811,170
歳　出　合　計	157,380,158	500,000	157,880,158

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	市債	その他	
千円	千円	千円	千円 500,000
0	0	0	500,000

２　　歳　　入

２０款　繰入金

２項　基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
	千円	千円	千円		千円
1 財政調整基金繰入金	2,687,455	500,000	3,187,455	1 財政調整基金繰入金	500,000
計	5,573,138	500,000	6,073,138		

説　　明		
		千円
01 財政調整基金繰入金	（財　政）	500,000

２０款　繰入金

３　　歳　　出

８款　土木費

２項　道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 道路維持費	4,871,423	500,000	5,371,423				500,000
計	7,011,734	500,000	7,511,734	0	0	0	500,000

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
12　委託料	500,000	【建設部関係】　500,000 除排雪関係経費　500,000

歳　入　に　関　す　る　調

歳　出　総　額　　500,000　千円

上記のうち特定財源　　－

差　引　一　般　財　源　　500,000

この補てん

（単位：千円）

款	金　額	項	金　額
20　繰　入　金	500,000	2　基　金　繰　入　金	500,000
計	500,000		

議案第48号

地方独立行政法人市立秋田総合病院第２期中期目標の一部を変更する件

次のとおり地方独立行政法人市立秋田総合病院第２期中期目標の一部を変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第３項の規定により議会の議決を求める。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

地方独立行政法人市立秋田総合病院第２期中期目標の一部を変更する件

地方独立行政法人市立秋田総合病院第２期中期目標（平成30年12月20日議決）の一部を次のように変更する。

第１中「平成36年３月31日」を「令和６年３月31日」に改める。

第２の１の(3)中「精神」の次に「・感染症」を加える。

第２の５を次のように改める。

５　災害時および新たな感染症発生時の体制強化

災害時等に即応できる人材を確保・育成し、不測の事態にも対応できる体制や災害時等に県内外の医療機関等と協力できる体制の強化を図ること。

また、新たな感染症の発生時等に関係機関と連携し、迅速に対応できる体制の強化を図ること。

提案理由

市立秋田総合病院の新病院の開院等に伴い、第２期中期目標の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第49号

秋田市雄和中の沢、平尾鳥辺地に係る総合整備計画を定める件

次のとおり秋田市雄和中の沢、平尾鳥辺地に係る総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第３条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

秋田市雄和中の沢、平尾鳥辺地に係る総合整備計画　別紙

提案理由

秋田市雄和中の沢、平尾鳥辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する計画を定めるため、議会の議決を求めようとするものである。

秋田市雄和中の沢、平尾鳥辺地に係る総合整備計画

（令和４年度）

秋田市

総 合 整 備 計 画 書

秋田県秋田市雄和中の沢辺地
（辺地の人口52人、面積12.6㎢）

1　辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

秋田市雄和萱ヶ沢字桂沢、柳沢、土場、三福、大平沢、比丘尼屋敷、又三郎沢、土橋、中ノ沢、西風沢、道ノ下、真木屋、熊留沢、三枚田、土場尻、餅搗沢、滝ノ沢、大平沢尻、拾枚田、寄合、大平沢頭、後口沢、二タノ沢、坂ノ下、二タノ沢頭、中ノ沢頭、小沢、西風沢頭、和合、戸河沢

(2) 辺地の中心の位置　秋田市雄和萱ヶ沢字土橋１番地

(3) 辺地度点数２４８点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

当該地域は、秋田市の中心部から南東へ３１㎞、主要地方道秋田雄和本荘線、国道３４１号、主要地方道秋田本荘西仙北角館線を経由し、大正寺連絡所から南へ約４㎞の地点に位置する大仙市および由利本荘市に隣接した集落である。

当該辺地に所在する中の沢小規模水道施設は、現在、給水人口１２世帯２２人に対し給水しているが、昭和５５年度の開設から４０年以上が経過し、施設の老朽化が著しく進んでいるほか、渇水や原水に濁水が発生するなど、水源に不安を抱えている状況にあることから、施設を改修し、延命化と生活用水の安定供給を図る必要がある。

3　公共的施設の整備計画

令和４年度の１年間

（単位　千円）

区分 施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
小規模水道施設	秋田市	28,100	0	28,100	28,100
合　計		28,100	0	28,100	28,100

総 合 整 備 計 画 書

秋田県秋田市雄和平尾鳥辺地
（辺地の人口276人、面積6.9㎢）

1　辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

秋田市雄和平尾鳥字広面、藤森、竹ノ花、野田、中村、金井田、善知鳥、築場、中田、中山、西野、田向、臼ケ沢、細田、外ノ沢、修羅沢、大巻、長滝、下野、蒲田、長田、田ノ沢、西ノ沢、馬落、小平、柳沢、中谷地、古道沢、森ノ前、石名沢、平尾鳥

(2) 辺地の中心の位置　秋田市雄和平尾鳥字細田４５番地７

(3) 辺地度点数１５４点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

当該地域は、秋田市の中心部から南東へ１８㎞、主要地方道秋田雄和本荘線、主要地方道秋田空港線、県道秋田空港東線を経由し、雄和市民サービスセンターから東へ４㎞地点に位置する秋田空港南東に隣接した集落である。

当該辺地に所在する藤森小規模水道施設は、現在、給水人口８世帯２０人に対し給水しているが、昭和５４年度の開設から４０年以上が経過し、施設の老朽化が著しく進んでいるほか、渇水や原水に濁水が発生するなど、水源に不安を抱えている状況にあることから、施設を改修し、延命化と生活用水の安定供給を図る必要がある。

3　公共的施設の整備計画

令和４年度の１年間

（単位　千円）

区分 施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
小規模水道施設	秋田市	12,000	0	12,000	12,000
合　計		12,000	0	12,000	12,000

議案第50号

包括外部監査契約を締結する件

次により包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第１項の規定により議会の議決を求める。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

１	契約の目的	当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告
２	契約の期間	令和４年４月１日から令和５年３月31日まで
３	契約の金額	6,688,000円を上限とする額
４	費用の支払方法	監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。
５	契約の相手方	住所　秋田県秋田市南通築地12番36号 氏名　吉　岡　順　子 資格　公認会計士

提案理由

包括外部監査契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第51号

秋田市将軍野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市将軍野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

１　施　設　名　　秋田市将軍野地区コミュニティセンター
２　指定管理者　　秋田市将軍野南四丁目８番８号
　　将軍野地区コミュニティセンター管理運営委員会
　　会長　伊　藤　　勉
３　指定の期間　　令和４年４月１日から令和９年３月31日まで

提案理由

将軍野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第52号

秋田市雄和左手子交流センターの指定管理者を指定する件

次により秋田市雄和左手子交流センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

１　施　設　名　　秋田市雄和左手子交流センター
２　指定管理者　　秋田市雄和左手子字清水下49番地
　　左手子報徳会
　　会長　佐々木　澄　夫
３　指定の期間　　令和４年４月１日から令和９年３月31日まで

提案理由

雄和左手子交流センターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第53号

秋田市東地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市東地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

１　施　設　名　　秋田市東地区コミュニティセンター
２　指定管理者　　秋田市広面字鬼頭38番地
　　東地区コミュニティセンター管理運営委員会
　　会長　大　森　俊　悦
３　指定の期間　　令和４年４月１日から令和９年３月31日まで

提案理由

東地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第54号

秋田市保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

１　施　設　名　　秋田市保戸野地区コミュニティセンター
２　指定管理者　　秋田市保戸野中町６番12号
　　保戸野地区コミュニティセンター管理運営委員会
　　会長　佐　藤　政　信
３　指定の期間　　令和４年４月１日から令和９年３月31日まで

提案理由

保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第55号

秋田市川尻地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

次により秋田市川尻地区コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

１　施　設　名　　秋田市川尻地区コミュニティセンター
２　指定管理者　　秋田市川尻みよし町８番16号
　　川尻地区コミュニティセンター管理運営委員会
　　会長　碇　屋　隆　志
３　指定の期間　　令和４年４月１日から令和９年３月31日まで

提案理由

川尻地区コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第56号

秋田市御所野交流センターの指定管理者を指定する件

次により秋田市御所野交流センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

１　施　設　名　　秋田市御所野交流センター
２　指定管理者　　秋田市御所野下堤五丁目１番５号
　　社会福祉法人秋田けやき会
　　理事長　秋　山　尚　子
３　指定の期間　　令和４年４月１日から令和９年３月31日まで

提案理由

御所野交流センターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第57号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により議会の議決を求める。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

路　線　名	起　点　地　番	重要な経過地	延　長（メートル）	幅　員（メートル）
	終　点　地　番			
牛島西三丁目29号線	牛島西三丁目290番29地先		52.70	6.00
	牛島西三丁目290番29地先			

提案理由

宅地造成に伴い新設された道路を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするものである。

番号	路　線　名	延長（メートル）	幅員（メートル）
1	牛島西三丁目29号線	52.70	6.00
合計延長		52.70	

市道認定路線図　　No. 1

牛島西三丁目２９号線

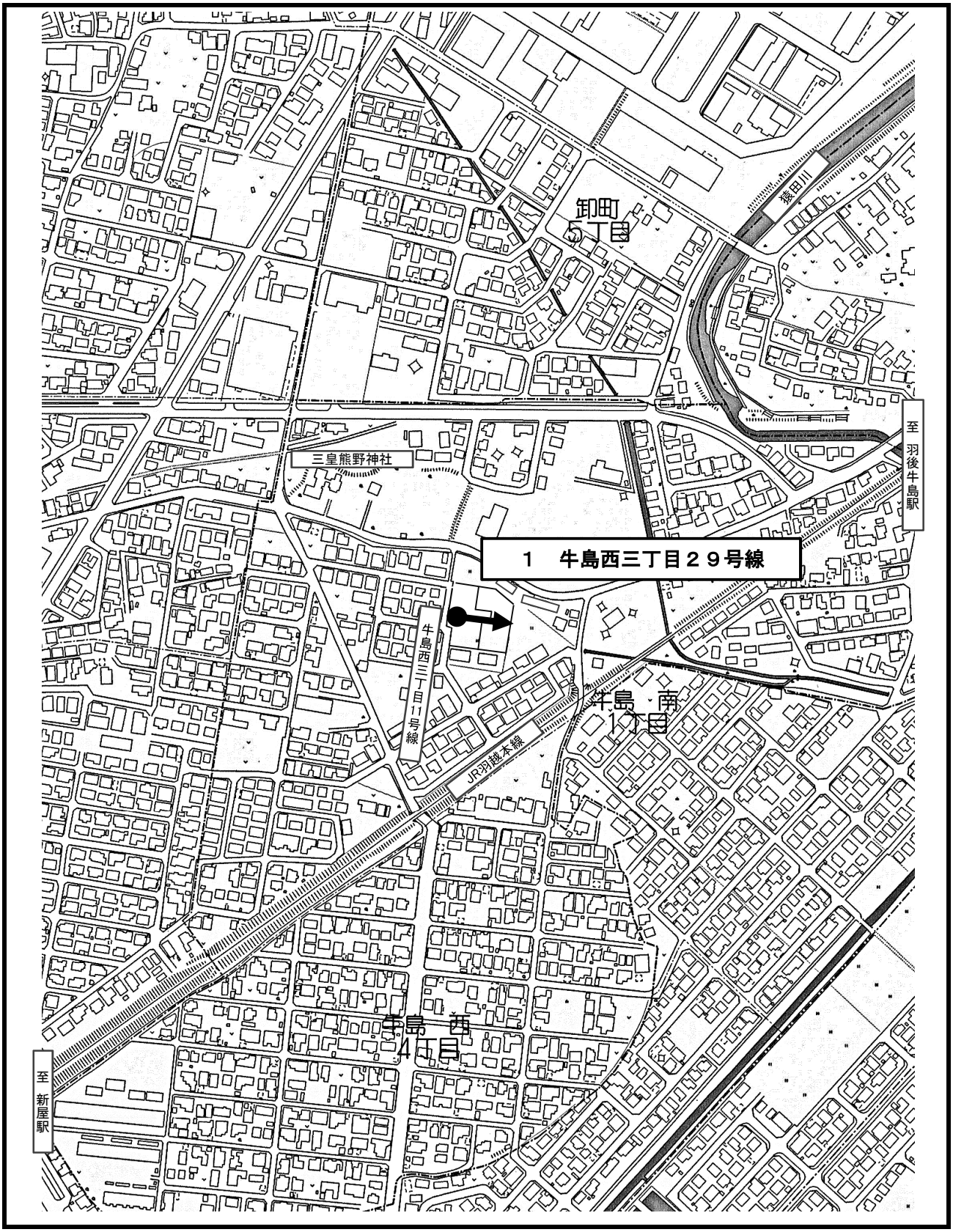

議案第58号

県・市連携文化施設整備事業に係る建築等工事施行協定の変更協定を締結する件

次により建築等工事施行協定の変更協定を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第２条の規定により議会の議決を求める。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

１	議決年月日等	令和元年５月22日（議案第98号） 令和２年12月22日（議案第122号）
２	協　定　名	県・市連携文化施設整備事業に係る建築等工事施行協定
３	工事場所	秋田市千秋明徳町地内
４	変更事項	市の負担額「工事費用の総額20,673,486,800円のうち8,786,231,890円」を「工事費用の総額20,872,267,800円のうち8,870,713,815円」に変更する。 負担額の内訳（1）県・市連携文化施設建築工事「6,418,239,500円」を「6,502,721,425円」に変更する。
５	協定の相手方	秋田市山王四丁目１番１号 秋田県知事　佐　竹　敬　久
６	変更理由	附属駐車場用地の地盤不良への対応等による工期延長や工事請負契約約款（インフレスライド条項）に基づく資材単価上昇分への対応などにより工事請負契約が変更となることに伴い、本協定においても市の負担額を増額する必要があることによる。

提案理由

県・市連携文化施設整備事業に係る建築等工事施行協定の変更協定を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第59号

泉地区コミュニティセンター大規模改修工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第２条の規定により議会の議決を求める。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

１	工　事　名	泉地区コミュニティセンター大規模改修工事
２	工事場所	秋田市泉北一丁目20番27号
３	契約方法	総合評価落札方式による公募型指名競争入札
４	契約金額	170,500,000円
５	契約の相手方	中央土建・山建特定建設工事共同企業体 代表者　秋田市大町一丁目３番８号 秋田ディライトビル１階 中央土建株式会社 代表取締役　伊　藤　久　嗣

提案理由

泉地区コミュニティセンター大規模改修工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第60号

除雪グレーダを買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第３条の規定により議会の議決を求める。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

１	物　品　名	除雪グレーダ
２	契 約 方 法	公募型指名競争入札
３	契 約 金 額	62,084,000円
４	契約の相手方	秋田市川尻大川町９番48号 コマツ秋田株式会社秋田支店 秋田支店長　武　藤　貴　徳

提案理由

除雪グレーダを買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第61号

大型ロータリ除雪車を買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第３条の規定により議会の議決を求める。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

１	物　品　名	大型ロータリ除雪車
２	契約方法	公募型指名競争入札
３	契約金額	48,290,000円
４	契約の相手方	秋田市川尻町字大川反233番地の12 藤高自動車興業株式会社 代表取締役　高　田　栄　相

提案理由

大型ロータリ除雪車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第62号

凍結抑制剤散布車を買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第３条の規定により議会の議決を求める。

令和４年２月14日提出

秋田市長　穂　積　　志

１	物　品　名	凍結抑制剤散布車
２	契約方法	公募型指名競争入札
３	契約金額	20,130,000円
４	契約の相手方	秋田市土崎港相染町字沖谷地165 株式会社青工秋田支店 支店長　土　田　克　文

提案理由

凍結抑制剤散布車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。